

令和2年12月15日
(2020年)

報道各社 各位

西宮市総務局人事部人事課長

職員の懲戒処分等について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

本事案は、市民局所属の職員2名が、交付時来庁方式(※)で申請され、交付準備が整ったマイナンバーカードのうち、それぞれの家族分について、実際には申請者である家族が交付場所に来庁していないにもかかわらず、不適正な事務処理によりマイナンバーカード交付手続きを進め、家族に代わりマイナンバーカードの交付を受けたものです。

職員2名のうち、係長については令和2年6月19日に家族分2枚を、会計年度任用職員については同年8月29日に家族分1枚を、勤務先である交付場所で、上記手法により受け取ったもので、通報により、所属が調査したことから発覚したものです。

※マイナンバーカードの申請、受け取りには、郵送等で申請し、マイナンバーカードの受け取りに市役所本庁市民課(令和2年11月24日以降はマイナンバーカード交付特設会場)・支所等へ来庁する方法の交付時来庁方式と、マイナンバーカードの申請時に市役所本庁市民課・支所等へ来庁し、郵送で受け取る申請時来庁方式の2つの方法があり、いずれの方法でも、必ず一度は、本人が市役所・支所等の窓口に来ていただく必要があります。

2 処分年月日

令和2年12月15日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
市民局	係長	38歳	男性	減給(10分の1)1カ月
市民局	会計年度任用職員	55歳	女性	戒告

4 上記事案の管理監督責任に伴う措置

所属	職名等	年齢	性別	処分・措置内容
市民局	所長	50歳	男性	文書訓告

5 処分理由

当該職員の行為は、厳格に運用すべきマイナンバー制度において、不適正な事務処理を行ったものであり、地方公務員法第 32 条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反しており、また、公正かつ公平な職務の執行が求められる市職員として、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

また、当該係長については、所管事務を掌理する監督職として、その職責を果たしたとはいえません。

このことは、法令遵守はもとより、高い倫理観が求められる公務員として、規範意識を欠いた行為であるとともに、西宮市職員の職の信用を傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項各号に該当するため、上記の通り厳正に対処したものです。

(問い合わせ先)

人事課 島田 (Tel : 0798-35-3518)